

農福連携をめぐる情勢

農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課

農福連携の取組方針と目指す方向



- 農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組。
- 農林水産省では、厚生労働省、法務省、文部科学省と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉(障害者等)における課題」、双方の課題解決と利益(メリット)があるWin-Winの取組である農福連携を推進。

「農」と福祉の連携(=農福連携)

【農業・農村の課題】

- ・農業労働力の確保
- ※毎年、新規就農者と同程 度の農業従事者が減少
- ・ 荒廃農地の解消 等
- ※再生利用可能な荒廃農地 は全国で約9万ha

【福祉(障害者等)の課題】

- ・障害者等の就労先の確保
 - ※障害者約965万人のうち 雇用施策対象となるのは約 377万人、うち雇用(就労) しているのは約106万人
- ・工賃の引き上げ 等

障害者等が持てる能力を発揮し、それぞれの特性を活かした農業生産活動に参画

【農業・農村のメリット】

- 農業労働力の確保
- ・農地の維持・拡大
- ・荒廃農地の防止
- ・地域コミュニティの維持 等



【福祉(障害者等)のメリット】

- ・障害者等の雇用の場の確保
- ·賃金(工賃)向上
- 生きがい、リハビリ
- ・一般就労のための訓練 等



目指す方向

1 農業生産における障害者等の活躍の場の拡大

障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大。



2 農産物等の付加価値の向上

障害の特性に応じた分業体制や、 丁寧な作業等の特長を活かした 良質な農産物の生産とブランド化 の推進。



3 農業を通じた障害者の自立支援

障害者の農業への取組による 社会参加意識の向上と工賃(賃 金)の上昇を通じた障害者の自立 を支援。



様々な形で取組が広がる農福連携



○ 農福連携は、農業経営体による障害者の雇用、障害者就労施設による農業参入や作業受託など、近年、 様々な形で取組が見られている。

農業経営体が障害者を雇用 京丸園㈱(静岡県)

- ●平成8年から毎年1名以上の障害者を新規雇用。従業員102名中、障害者は24名(R5.4)。
- <u>障害者視点で農作業の体制を整備</u>。作業効率化が進み、経営規模と生産量が拡大。
- ●障害者雇用数に比例し売上増加 (6.5倍に拡大(H9→R4))。



器具を工夫した定植作業



個人の目標を定め作業を実施

障害者就労施設が農業参入 社会福祉法人ゆすりは会 菜の花(群馬県)

- ●平成26年度から農作業に取り組む。施設を利用する<u>障害者約20名以上全員が年間を通じて</u>農作業に携わる。
- ■認定農業者・地元JAの正組合員 として<u>地域農業の重要な担い手</u> <u>に。</u>
- ●<u>平均工賃は群馬県平均の約3倍</u> を実現(R3)。



ブロッコリー収穫の様子

JAが核となるマッチング JA松本ハイランド(長野県)

- ●障害者就労施設による農作業請 負のマッチングを、JAが核となっ て実施。
- 農家35戸が受け入れ、障害者就 労施設12事業所の延べ1,553 人が542回の農作業に従事(R4 年度)。



作業内容の説明

企業が障害者雇用と農業参入 ハートランド㈱(大阪府)

- ■<u>コク∃㈱</u>が子会社で<u>障害者7名を</u> 雇用し、葉菜類を栽培。
- ●個人の特性を的確に見極めながら ビジネスモデルを開拓。
- ●障害者就労施設からも年間延べ約 5千人の障害者を受け入れ。



品質重視の水耕栽培

農福連携を契機とした農業経営の発展



- 農業現場では、様々な種類の作物が生産され、それぞれ多岐にわたる作業が必要(加工等を含む)。 障害者が取り組みやすいよう工夫することで、働き手としての可能性が拡大。
- 自らの経営の中で、生産工程や作業体系等の見直しを行い、生産の拡大など農業経営の発展につながっている事例もある。

障害者視点で農作業の体制を整備 (農業経営体における障害者雇用事例)





- ●一連の作業工程を細分化し、それぞれの作業 を標準化
- ●誰もが作業を担えるような器具を開発
- ●作業指示が伝わりやすいよう明確化したり、 作業を難易度別に区分

<生産工程の効率化を図り、コスト意識を持ちながら生産を拡大>

障害者雇用数に比例し売上が6倍に

障害者ごとの強みをいかした作業チームの編成 (障害者就労施設の農業参入事例)





- ●障害者それぞれ「収穫適期の判断ができる」、 「体力がある」、「コミュニケーションが得意」 等の特徴
- ●各人の強みを相互にいかせるチームを編成し、 連携して作業
- ●作業効率が向上し、障害者だけでの作業も可能 に

<障害者のそれぞれの強みが発揮されるよう作業を効率化>

適材適所の配置等により売上が4割増加

農福連携等推進会議



- 〇 農福連携等について全国的な機運醸成を図り強力に推進していくため、2019年4月に官房長官を 議長とする省庁横断の「農福連携等推進会議」を設置。
- 〇 同年6月に開催された第2回会議において、今後の推進の方向性を示した「農福連携等推進ビジョン」を決定。

構成員		有識者		
議長 内閣官	3房長官			
H 3 H 3 W 2 C	的働大臣 《產大臣	且田小池	久美 邦子	株式会社九神ファームめむろ 取締役 社会福祉法人花工房福祉会 理事長
内閣閣閣閣閣閣閣閣閣閣閣閣閣閣閣閣務務部生生林 東東 東東 東東 東東 東東 東東 東東 東東 東 東 東 東 東 東	展開長官(衆) 展開長官(参) 展開長官(事務) 展開長官補(内政担当) 展別長官補(内閣官房副長官補付) 協議正局長 協議正局長 は は は は は は は は は は は は は	鈴木 中村 中家 皆川	康茂 修 厚 英 邦 徹 芳 厚 敬 子 嗣 子	日本経済団体連合会 農業活性化委員長 TOKIO 山城就労支援事業所「さんさん山城」施設長 京丸園株式会社 代表取締役/総務取締役 農福連携全国都道府県ネットワーク 会長 社会福祉法人白鳩会 常務理事 全国農業協同組合中央会 会長 一般社団法人日本農福連携協会 会長 津田塾大学 客員教授
				(五十音順)

^{※ 「}農林水産業・地域の活力創造プラン」のフォローアップ及び今後の見直し等に向け、福祉分野等との連携における農山漁村の再生に向けた取組の 推進について、実効ある方策を検討するため、本会議を開催。

[※] 会議の庶務は、内閣官房及び厚生労働省の協力を得て、農林水産省において処理。

農福連携等推進ビジョン(概要)

令和元年6月4日「第2回農福連携等推進会議」において決定



[農福連携等の推進に向けて

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障害者の生活の質の向上等が期待

農福連携は、<mark>様々な目的の下で取組が展開</mark>されており、これらが<mark>多様な効果を発揮</mark>されることが求められるところ

持続的に実施されるには、<mark>農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展</mark>していくことが重要で、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることを期待

農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていかない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していく必要

また、ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直り支援等、様々な分野にウイングを広げ、地域共生社会の実現を図ることが重要(SDGsにも通じるもの)

農福連携等の推進については、引き続き、関係省庁等による連携を強化

Ⅱ 農福連携を推進するためのアクション

目標:農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出※

1 認知度の向上

- ・定量的なデータを収集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示
- ・優良事例をとりまとめ、各地の様々な取組内容を分かりやすく情報発信
- ・農福連携で生産された商品の消費者向けキャンペーン等のPR活動
- ・農福連携マルシェなど東京オリンピック・パラリンピック等に合わせた戦略的プロモーションの実施

2 取組の促進

- 農福連携に取り組む機会の拡大
 - ・ワンストップで相談できる窓口体制の整備 ・スタートアップマニュアルの作成
 - ・試験的に農作業委託等を短期間行う「お試しノウフク」の仕組みの構築
 - ・特別支援学校における農業実習の充実
 - ・農業分野における公的職業訓練の推進

○ ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

- ・農業経営体と障害者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築
- ・コーディネーターの育成・普及
- ・ハローワーク等関係者における連携強化を通じた、農業分野での障害者雇用の 推進

○ 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

- ・農業法人等への<mark>障害者の就職・研修等の推進</mark>と、障害者を新たに雇用して行う 実践的な研修の推進
- ・障害者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用
- ・全国共通の枠組みとして農業版ジョブコーチの仕組みの構築
- ・農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成の推進
- ・農業大学校や農業高校等において農福連携を学ぶ取組の推進
- ・障害者就労施設等における工賃・賃金向上の支援の強化

○ 農福連携に取り組む経営の発展

- ・農福連携を行う農業経営体等の収益力強化等の経営発展を目指す取組の推進
- ・農福連携の特色を生かした6次産業化の推進・障害者就労施設等への経営指導
- ・農福連携でのGAPの実施の推進

3 取組の輪の拡大

- ・各界関係者が参加するコンソーシアムの設置、優良事例の表彰・横展開
- ・障害者優先調達推進法の推進とともに、関係団体等による農福連携の横展開等 の推進への期待

Ⅲ (農)(福) 連携の広がりの推進

「農」と「福」のそれぞれの広がりを推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、<mark>地域共生社会の実現</mark>へ

1 「農」の広がりへの支援

林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、障害特性等に応じた、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進、林・水産業等向け障害者就労のモデル事業の創設

2 「福」の広がりへの支援

高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者の就労・社会参画の機会の確保や、犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取組の推進

農福連携等推進ビジョンに基づく取組の推進方向



現状・課題

「知られていない」

■ これまでは関心のある福祉関係者等を主なターゲットとしたセミナー等が中心で、国民全体への理解促進に向けた取組が十分行われてきていない。

「踏み出しにくい」

- 農業現場において障害特性を踏まえ た助言等を行うことができる人材が不 足している。
- 農業現場において障害者等を受け入れるためには、働きやすい環境を整備するとともに、農福連携の取組を通じ、その経営が経済活動として発展していくことが重要。

「広がっていかない」

● 農福連携を全国的に広く展開させて、各地域において農福連携が定着するために、国・地方公共団体、関係団体等はもとより、経済界や消費者、更には学識経験者等の様々な関係者を巻き込んだ国民的運動として推進していくことがが重要。

認知度の

向

上

取

組

0

促

進

取

組

0

輪

拡

大

対応

戦略的プロモーションの展開

● ノウフクJASを始めとするノウフク商品 の消費者向けキャンペーンやメディアを活 用した戦略的プロモーションの実施





ノウフクJAS認証第1号

農福連携を支援する専門的な人材の育成

農業分野における障害者の職場定着を 支援する専門人材である「農福連携技術支 援者」(いわゆる農業版ジョブコーチ)の研 修制度を構築



人材育成研修(三重県の例)

農福連携に取り組む環境整備・経営発展の支援

● 農山漁村振興交付金(農福連携対策)により、障害者を受け入れる際に必要となる 休憩所や手すり等の安全施設、障害者等 の雇用就労を目的とした農業用ハウスや 加工施設等の整備を支援



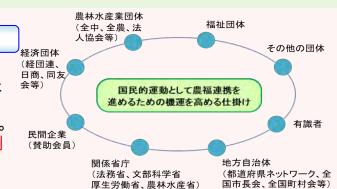
農業生産施設水耕栽培ハウス



休憩所、トイレの整備

国民的運動を展開する基盤の形成

■ 国民的運動として農福連携を進めるための機運を高める仕掛けとして、各界の関係者が参加するコンソーシアムを設置。「ノウフク・アワード」選定による優良事例の表彰・横展開等を実施。



農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち

農山漁村発イノベーション推進・整備事業(農福連携型)

【令和6年度予算概算決定額 8,389(9,070)百万円の内数】

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術習得**、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設、障害者等 が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

> ※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し 農業体験を提供する農園

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出(3,000件[令和6年度まで])

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業(農福連携型)

① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニ バーサル農園の開設、移動式トイレの導入等を支援します。

【事業期間:上限2年間、交付率:定額(簡易整備、高度経営、介護・機能 維持の場合は上限150万円、経営支援の場合は上限300万円、作業マニュア

の作成等に取り組む場合は初年度の上限額にそれぞれ40万円加算)】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門 人材の育成等を支援します。

【事業期間:1年間、交付率:定額(上限500万円等)】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業(農福連携型)

障害者等が作業に携わる生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面 にかかる附帯施設等の整備を支援します。

【事業期間:上限2年間、交付率:1/2(簡易整備の場合は上限200万円、 高度経営の場合は上限1,000万円、経営支援の場合は上限2,500万円、介 護・機能維持の場合は上限400万円)】 **〈事業の流れ〉**

玉



農業法人、社会福祉法人、民間企業等

(1①、2の事業)



民間企業、都道府県等

(12の事業)

く事業イメージ>

- 1. 農山漁村発イノベーション推進事業(農福連携型)
- ① 農福連携支援事業











移動式トイレの導入

ユニバーサル農園の開設

普及啓発•専門人材育成推進対策事業







普及啓発に係る取組

人材育成研修

2. 農山漁村発イノベーション整備事業(農福連携型)





農業生産施設 (水耕栽培ハウス)

養殖施設







休憩所、トイレの整備

処理加工施設

農山漁村発イノベーション推進・整備事業(農福連携型)

実践団

の支援

都道府県

 \wedge

ത

支援

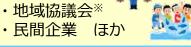
- 農福連携に取り組む農業法人や福祉サービス事業者等に対するソフト・ハード一体的な支援
- 都道府県が行う専門人材の育成等を支援

農福連携の取組

【事業実施主体】

- ・農林水産業を営む法人
- ・社会福祉法人
- 医療法人
- ·特定非営利活動法人
- 一般計団法人
- •一般財団法人
- ・公益社団法人
- ・公益財団法人

- ・民間企業 ほか



※地域協議会の構成員に市町村を含むこと ※※個人に対する助成はできません※※

- 課題の把握
- 事例の蓄積



専門人材によ る助言

都道府県

- 農福連携に取り組もうとする 農業法人と福祉事業所のマッ チングや職場定着を支える専 門人材を育成・派遣
- このほか、全国的な普及啓発や官民一体 での取組により農福連携の認知度の向上及 び取組を促進。

くソフト対策 >

推進事業(農福連携型のうち農福連携支援事業)

技術習得や 分業体制の 構築

作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続する ための取組、ユニバーサル農園※1の開設、移動可能なトイ レのリース導入に必要な経費等を支援

- (○専門家の指導による農産物等の生産技術、加工技術、販売手) 法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等
- ○職業訓練的体験を提供するユニバーサル農園の運用初期に必 要な管理・指導者の配置、農産物栽培に要する消耗資材等
- ○分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成
- 注)雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費は助成対象外

農業分野への就業を希望する障害者等に対し、農業体験を提供する農園。

整備事業(農福連携型)〔ハード対策〕のメニューのうち「経営支援」を実施する場合。

※原則、併せ行うこと

を加算)

< 八一ド対策 >

整備事業 (農福連携型)

農林水産物 生産施設等 の整備

障害者や生活困窮者の雇用・就労、高齢者の生きがいづく りやリハビリを目的とした農林水産物生産施設(農園、園 路の整備を含む)、農林水産物加工販売施設※3、休憩所、 衛生設備、安全設備等の整備

事業実施期間:2年以内 交付率等:1/2

事業実施期間:2年間

上限:150万円/年

交付率等:定額

(+自主取組:1年間)

300万円/年※2

(マニュアルを作成する

場合は初年度に40万円

上限:下記のとおり※4

※3 加工販売施設に供する農産物等は事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること。

※4 各メニューの上限額:簡易整備(200万円)、介護・機能維持(400万円)、高度経営(1,000万円)、 経営支援(2,500万円)

〔推進事業(農福連携型のうち農福連携支援事業)及び整備事業(農福連携型)の主な要件〕

農林水産分野の作業に携わる、障害者、生活困窮者(就労に向けた支援計画策定者)、高齢者(要介護認定 者)を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者については障害者との組み合わせで あって、過半数が障害者であること。

く ソフト対策>

推進事業(農福連携型のうち都道府県専門人材育成支援事業)

農福連携を支 援する人材の 育成

農林水産業の現場における障害者の雇用・就労に関してアド バイスする専門人材(農福連携技術支援者)※5、障害者就 労施設等による農作業請負(施設外就労)のマッチングを支 援する人材(施設外就労コーディネーター)等の育成

事業実施期間:1年間 交付率等:定額 上限:500万円/年

※5 農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

農福連携技術支援者の育成

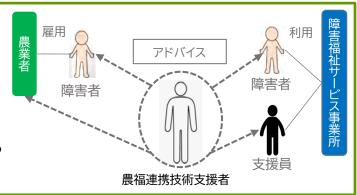


- 令和元年6月に決定した農福連携等推進ビジョンにおいて、「農業版ジョブコーチの仕組みを<u>全国共通の枠組み</u>として構築し、専門人材を育成する」こととしており、令和2年度から、「<u>農福連携技術支援者育成研修</u>」(いわゆる「農業版ジョブコーチ育成研修」)を<u>全国共通の枠組み</u>として実施。
- 本研修は、農林水産省が農林水産研修所つくば館水戸ほ場で実施するほか、研修プログラムを<u>農林水産省が策定した**基準プログ**</u> **ラム**に準拠させることで、**都道府県が実施**することも可能。
- 農林水産省は、全ての研修課程を受講し、必要な知識と技術を身につけたと認められる者を研修修了者として認定。<u>認定された者</u> は、「農福連携技術支援者(農林水産省認定)」として、現場において支援。

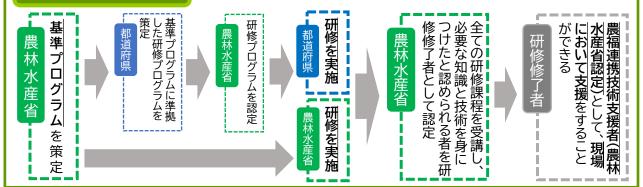
1. 育成する人材

農福連携技術支援者

- ①農業者
- ②障害福祉サービス事業所の支援員
- ③障害者本人
- の3者に対し、具体的に、農福連携を 現場で実践する手法をアドバイスする 人材。



2. 育成の枠組み



3.基準プログラム

研修形式と期間

- (1)座学講義3日間程度
- (2)演習·実地研修4日間程度
- (3)修了試験(農林水産省が作成)

カリキュラム

- ・障害者雇用と障害福祉サービス事業の仕組み
- ・障害特性と職業的課題の基礎
- ・障害特性に対応した農作業支援技法
- ・農業者による農福連携の経営実務
- ・農作業における作業細分化・難易度評価の技法

など

4. 研修の受講者

受講対象者

農業・福祉等の関係者を幅広く想定

受講定員

各回につき20名程度

農福連携等応援コンソーシアムの設立



国、地方公共団体、関係団体等はもとより、経済界や消費者、更には学識経験者等の様々な関係者を巻き 込んだ国民的運動として農福連携等を展開していくため、令和2年3月、各界の関係者が参加し、農福連携等 を応援するコンソーシアムを設立。

農福連携等応援コンソーシアムの構成 農林水産業団体 福祉団体 ·全国農業協同組合中央会 ·全国農業協同組合連合会 等 ・全国社会就労センター協議会 経済団体 ·日本知的障害者福祉協会 等 ·日本経済団体連合会 ·日本商工会議所 等 その他の団体 国民的運動として農福連携を ·更正事業団 進めるための機運を高める仕掛け ·全国特別支援教育 推進連盟 等 530の団体・企業が参画 (令和5年1月末現在) 有識者 民間企業 (替助会員) コンソーシアムの活動内容 関係省庁

地方自治体

・農福連携全国都道府県ネットワーク

·全国市長会 ·全国町村会 等

コンソーシアム入会に関するお問合せ先

·法務省 ·文部科学省

·厚生労働省 ·農林水産省

農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 農福連携推進室 TEL:03-3502-0033

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/conso.html

- (1)「ノウフク・アワード」選定による優良事例の表彰・ 横展開
- (2)農福連携等を普及・啓発するためのイベントの開催
- (3)農福連携等に関係する主体の連携・交流の促進
- (4)農福連携等に関する情報提供

ノウフク・アワードについて



- ○全国で農福連携に取り組む団体・企業や個人を募集し、農福連携の優れた取組をノウフク・アワードとして 表彰。国民運動としての機運を高め、農福連携の全国的な展開につなげることを目的として開催。
- 〇令和2年度にノウフク・アワード2020を初開催し、「みんなで耕そう!」をスローガンに、「人を耕す」「地域を耕す」「未来を耕す」との観点から優れた取組を表彰。
- 〇ノウフク・アワード2021からは、農福連携の新たな動きや広がりに着目し、「フレッシュ賞」、「チャレンジ賞」を新設。ノウフク・アワード2022は、枠組みは前年度に沿っているが、「審査員特別賞」を「準グランプリ」 へと呼称変更。ノウフク・アワード2023は前年度の枠組みにより開催。

取組概要

- ・応募対象:全国で農福連携に取り組んでいる団体等
- ・選定方法:「人を耕す」、「地域を耕す」、「未来を耕す」との観点から、優れた取組に対して 以下の賞を授与

「グランプリ」、「準グランプリ」、「優秀賞」 「フレッシュ賞」(取組開始5年以内の優れた取組) 「チャレンジ賞」(「農」や「福」の広がりに向けた取組)

·審查員: 中嶋 康博 · 東京大学大学院農学生命科学研究科教授(審查員長)

濱田 健司 : 東海大学文理総合学部教授

松森 果林・ユニバーサルデザインアドバイザー 村木 厚子・津田塾大学総合政策学部客員教授

米田 雅子 · 東京工業大学環境·社会理工学院特任教授

・主催:農福連携等応援コンソーシアム(事務局:農林水産省)





- ▶ 農業分野での障害者就労の支援、農業の担い手不足や障害者の就労先不足など農業・福祉における諸課題の解消につながる「農福連携(ノウフク)」の取組が推進される一方で、ノウフクの取組が広く認知されていない状況。
- ▶ 障害者が携わって生産した農林水産物及びこれらを原材料とした加工食品の生産方法及び表示の基準を規格化することにより、次の効果が期待。
 - ① 障害者が携わった食品の信頼性が高まり、人や社会・環境に配慮した消費行動(エシカル消費)を望む購買層に訴求することが可能に。
 - ②「農福連携(ノウフク)」の普及を後押しすることで、農業・福祉双方の諸課題解決ツールに。

※令和6年1月31日時点、生産行程管理者としての認証と小分け事業者としての認証の両方を取得している事業者は1事業者として算定

規格等の内容

- ▶ 農林水産物の主要な生産行程に障害者が携わっている
- ▶ 障害者が携わった生産行程 の情報提供
- 加工食品において使用する 原材料やその管理
- 包装・容器等への表示の方 法及び内容

